

# 島根県における地域再犯防止推進モデル 事業終了後の取組

---

令和4年7月11日

島根県健康福祉部地域福祉課

# 更生支援コーディネーター養成研修・派遣事業

---

## 【事業概要】

平成30年度から法務省より委託を受けたモデル事業の中で事業開始。  
(令和3年度からは県単独事業として継続実施)

### ➤実施内容

- ①更生支援コーディネーター養成研修
- ②更生支援コーディネーター派遣事業

### ➤背景

関係者とのヒアリングにおいて、罪を犯した者等の中には病気や障がいなどの生きづらさを抱え支援の必要があるにも関わらず、刑事司法手続の終了とともに支援の網から漏れてしまう者がいるという課題が指摘された。

そのため、刑事司法手続終了後も切れ目無く支援を必要とする者に対する支援を実施するため、支援者の養成と刑事司法関係機関や福祉機関等と連携した支援体制の構築を図る取組を行うこととした。

# 更生支援コーディネーター養成研修・派遣事業

---

## ①更生支援コーディネーター養成研修

- 司法・福祉・医療関係等対人援助職の経験のある者を中心に更生支援に関心がある者を対象に実施。
- 更生支援計画の作成や支援ネットワークの構築に取り組んでいる法人から講師を招き、刑事司法手続の基礎知識を習得するための講義や演習により、支援対象者の社会復帰を支援するための更生支援計画の立案や環境調整等の支援ができる人材を養成。

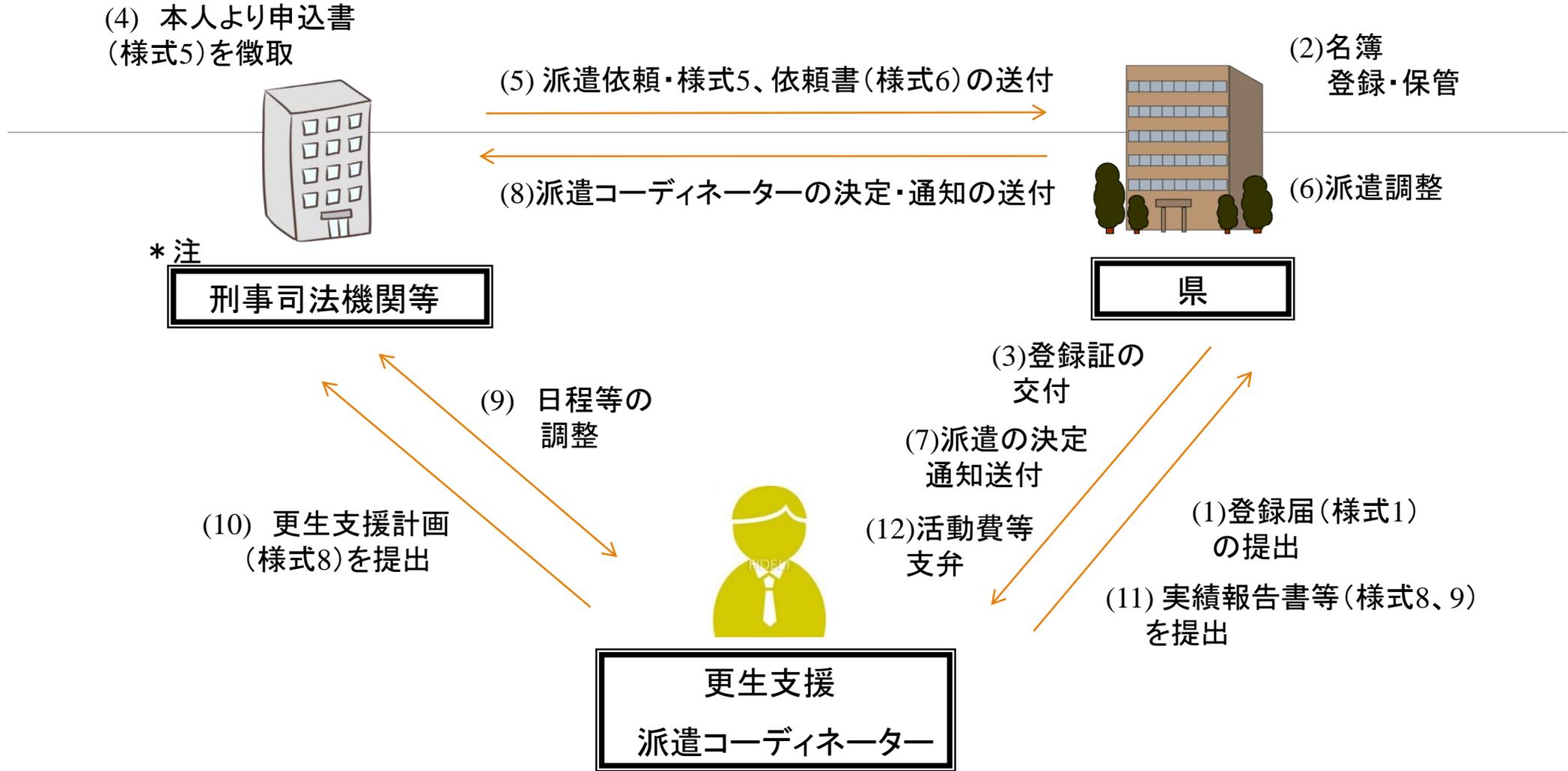
# 更生支援コーディネーター養成研修・派遣事業

---

## ②更生支援コーディネーター派遣事業

- 養成研修修了者又は関係機関からの推薦者のうち、登録希望のあった者を派遣コーディネーターとして登録。
- R4. 6. 1現在登録者は9名。(社会福祉士や精神保健福祉士が中心)
- 対象:起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者に対する支援(入口支援)
- 地方検察庁及び弁護士会からの依頼に基づき、コーディネーターの派遣を行い、支援対象者等との面談を通じて更生支援計画の作成や支援体制の構築等の環境調整支援を行う。
- 派遣実績:8件

# 島根県更生支援コーディネーター派遣事業フロー図



\*注: 刑事司法機関等とは、松江地方検察庁及び島根県弁護士会のことをいう。

---

ご清聴ありがとうございました。